

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（ 審 議 案 件 ）

令 和 7 年 10 月 3 日 提 出

案 件 担 当 部 課 等	市 民 部 市 民 協 働 課
案 件 名 称	三 浦 市 犯 罪 被 害 者 等 支 援 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て
部 門 経 営 会 議 で 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	☒ 有 ☐ 無
審 議 依 頼 事 項 三 浦 市 犯 罪 被 害 者 等 支 援 条 例 の 基 本 方 針 を 別 紙 の と お り 決 定 す る こ と に つ い て	
現 状 と 課 題 1 犯 罪 被 害 者 等 に 対 す る 支 援 施 策 に つ い て は 、 犯 罪 被 害 者 等 基 本 法 に 基 づ き 国 又 は 県 が 対 策 を 講 じ て い る が 、 地 域 性 を 踏 ま え た 身 近 な 支 援 を 進 め て い く た め に は 、 市 、 市 民 、 事 業 者 等 が 一 体 と な っ て 適 時 適 切 な 支 援 を 行 う こ と に よ り 、 犯 罪 被 害 に よ る 生 活 上 の 負 担 軽 減 並 び に 心 理 的 及 び 経 済 的 な 早 期 回 復 を 図 る こ と が 重 要 で あ る 。 2 県 内 で は 、 本 市 以 外 の 全 て の 市 が 犯 罪 被 害 者 等 の 支 援 に 関 す る 条 例 を 制 定 済 み で あ り 、 同 様 の 犯 罪 被 害 に あ っ た 場 合 に 、 県 内 の 市 で は 本 市 の 住 民 だ け が 支 援 を 受 け ら れ な い こ と に な る た め 、 本 市 に お い て も 支 援 の 開 始 に 必 要 な 条 例 を 制 定 す る 必 要 が あ る 。 3 な お 、 本 件 は 、 市 の 基 本 的 な 制 度 を 定 め る 条 例 の 制 定 に あ た る た め 、 三 浦 市 パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト 手 続 実 施 要 綱 所 定 の 手 続 を 実 施 す る 必 要 が あ る 。	
案 件 担 当 部 課 等 の 見 解 本 市 に お い て も 犯 罪 被 害 者 等 に 対 す る 支 援 を 開 始 す る た め 、 別 紙 基 本 方 針 を 決 定 し 、 三 浦 市 犯 罪 被 害 者 等 支 援 条 例 を 制 定 し た い 。 審 議 決 定 後 は 、 パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト 手 続 を 経 た 後 に 、 令 和 7 年 第 4 回 三 浦 市 議 会 定 例 会 に 議 案 と し て 提 出 す る こ と と し た い 。	
総 合 計 画 及 び 予 算 と の 関 係 大 綱 3 住 み 心 地 の よ い 都 市 を め ざ し て ～ 暮 ら し を 支 え る 目 標 5 安 心 で 安 全 な 生 活 環 境 づ く り 施 策 9 安 全 ・ 安 心 な ま ち づ く り の 推 進	
備 考 説 明 員 奥 谷 市 民 協 働 課 長 、 佐 々 木 リ ス ク マ ネ ー ジ ャ ー	